
静岡県

「ICTを活用した教育」

推進計画

— ICT活用によるスクールイノベーション —

平成 27 年 11 月
静岡県教育委員会

目 次

第1	基本的な考え方	1
1	趣旨及び位置付け	
2	第2期計画における「ICTを活用した教育」等の位置付けと課題	
3	計画期間	
第2	基本方針	3
第3	基本計画	
I	ICTを活用した教育の在り方	4
II	ICT環境の整備計画	8
III	教員のICT活用指導力の向上策	11
第4	基本計画の目標を達成するための行動計画、行動計画指標等	
I	ICTを活用した教育の在り方	13
II	ICT環境の整備計画	17
III	教員のICT活用指導力の向上策	19
第5	基本計画における目標と行動計画指標	20
第6	静岡県「ICTを活用した教育」推進計画の工程表	21

第1 基本的な考え方

1 趣旨及び位置付け

近年、インターネットに加え、スマートフォン等の急速な普及により、世界中の情報や知識が容易に収集できるようになってきています。

情報通信技術の特徴は、時間的・空間的制約を超えること、双方向性を有すること、カスタマイズが容易であることなどがあり、情報通信ネットワークは重要な社会インフラとなっています。

このような高度情報化社会の進展やグローバル化が進む中で、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、知識基盤社会^{※1}の本格的到来により、子どもたちの「生きる力」の育成はますます重要になってきています。

情報教育の目標は、情報活用能力の育成をとおして、子どもたちが社会の様々な変化に主体的に対応するための基礎・基本を習得することであり、このことは「生きる力」の重要な要素となります。

また、情報教育において情報モラル等を扱うことによって育成する「望ましい社会の創造に参画しようとする態度^{※2}」は、「豊かな心」に密接に関係しており、「生きる力」の育成の上でも、情報教育が非常に重要な役割を担っています。

さらに、子どもたちが21世紀を主体的に生きるために、知識を活用して問題を発見し、正解のない問いに対して自分なりに解決策を見いだす能力を身に付けさせるための、ICT^{※3}活用も必要と考えられます。

こうした状況の中で、本県では、国の「日本再興戦略」、「世界最先端IT国家創造宣言」、「第2期教育振興基本計画」等を踏まえ、静岡県教育振興基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）に準じて、平成23年度に「静岡県教育情報化推進基本計画」を策定し、おおむね10年先を見通した本県の教育の情報化の目指すべき姿を想定し施策・事業に取り組んでいます。

また、平成23年度から平成25年度までの当初計画の進捗状況の評価や情報通信技術の動向を踏まえて、平成26年度から平成29年度までの「静岡県教育情報化推進基本計画（第2期計画）」（以下「第2期計画」という。）を平成26年3月に策定し、総合的かつ計画的に30の施策・事業に取り組んでいます。

一方、「ICTを活用した教育」に関しては、教員や校種・学校間等でその取組に差異があり、ICT環境の整備においても、教員が日常的に活用できるICT環境が整備されていないなどの課題が生じています。

「静岡県『ICTを活用した教育』推進計画」（以下「推進計画」という。）は、国や県の情報化施策の動向や、急速に進展する情報化に柔軟に対応し、本県のICTを活用した教育の在り方やICT環境の整備計画などを具体化・明確化することにより、第2期計画における「ICTを活用した教育」を更に推し進める計画として、施策・事業に取り組み、アクションプランの「確かな学力」の育成を支援します。

※1 新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会

※2 情報社会に積極的に参加し、よりよい社会にするために貢献しようとする意欲的な態度

※3 Information and Communication Technology の略。コンピュータや情報通信ネットワーク（インターネット等）等の情報コミュニケーション技術のこと。

2 第2期計画における「ICTを活用した教育」等の位置付けと課題

(1) ICTを活用した教育

第2期計画における「ICTを活用した教育」は、「教科指導におけるICT活用の促進」(施策・事業2-1-1)の中で、ICT活用による分かりやすい授業の普及啓発が施策として位置付けられています。

一方、提示用デジタル機器^{※4}等のICT環境の整備が進んでいないため、教科指導での効果的なICT活用や分かりやすい授業の普及啓発までには至っていないと考えられます。

(2) ICT環境の整備

第2期計画における「ICT環境の整備」は、「情報活用能力の育成のためのICT環境の整備」(施策・事業1-1-1)の中で、情報活用能力を確実に身に付けることができるICT環境の整備として、パソコン教室の機器更新が施策として位置付けられています。

また、「教科指導におけるICT活用の促進」(施策・事業2-1-1)の中では、教科指導で効果的に活用できるICT環境の整備として、提示用デジタル機器の整備の検討が施策として位置付けられています。

一方、ICT環境の整備計画は、パソコン教室の機器更新及び教員の指導用パソコンの更新であり、提示用デジタル機器、無線LAN、タブレット端末等の整備計画の策定が求められています。

(3) 教員のICT活用指導力

第2期計画における「教員のICT活用指導力」は、「教職員に対するICT研修の実施」(施策・事業1-1-3)の中で、ICT活用指導力向上研修及び情報モラルや情報セキュリティに関する研修の実施・充実が施策として位置付けられています。

一方、教員のICT活用指導力は、文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」(以下「実態調査」という。)によると全国的に低順位であり、教員の意識改革とともに日常的に活用できるICT環境の整備が求められています。

3 計画期間

平成28年度から平成29年度まで(2年間)

※4 電子黒板、プロジェクター、大型デジタルテレビ等

第2 基本方針

- 1 現代の変化の激しい社会の未来を担う子どもたちに、発達段階に応じて、各教科等の授業において主体的に ICT を活用しながら情報活用能力を育成し、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた「生きる力」を育むため、ICT を活用した教育を推進します。
- 2 推進計画は、学びの場である学校において ICT を活用することにより、教員がかわり、授業がかわり、子どもがかわり、学校での学びがかわるスクールイノベーションを目指します。
- 3 ICT を活用した教育は、授業改善により教育の質を向上させることが目的であり、各教科等の目標を達成するための手段として効果的に ICT を活用します。
 - (1) 日常的に ICT を活用した授業を行うことで、教員が ICT を活用した授業改善に取り組みます。
 - (2) 授業中にいつでも誰でも活用できる ICT 機器を普通教室等へ整備し、教員が手軽に活用できる環境を目指します。
 - (3) ICT を活用した授業づくりへの研修や支援を行い、教員の ICT 活用指導力向上を目指します。
- 4 ICT を活用した教育の推進に当たっては、各県立学校や各市町教育委員会の実態に応じた取組を検討し、段階的に進めていくことが大切です。
- 5 推進計画は、「ICT を活用した教育の在り方」、「ICT 環境の整備計画」、「教員の ICT 活用指導力の向上策」について各目標を定め、その目標を達成するための行動計画、行動計画指標等を設定し、毎年度、第2期計画の進捗状況の評価と併せて推進計画の目標及び行動計画等の評価・見直しを行い、第2期計画の後継計画に引き継いでいきます。

第3 基本計画

I ICT を活用した教育の在り方

1 現状

授業での ICT 活用は、ICT 機器の操作が得意あるいは ICT 機器に興味のある特定の教員の活用に留まり、全ての教員による日常的な活用までには至っていないと考えられます。

2 課題

- (1) 日常的にICTを活用した授業を行うための提示用デジタル機器などのICT環境が、普通教室等に十分整備されていないため、ICT機器の校内での運搬や設置のための手間が活用の妨げとなっています。
- (2) 学習指導の効果を高める ICT 活用のためには、単に授業で ICT を活用すれば教育効果が期待できるものではなく、ICT 活用の場面やタイミング、活用する上での創意工夫など、各教科等の目標を達成するための効果的な ICT 機器の活用が大切であり、このような効果的な ICT 活用の教育効果を実感している教員は少ないと考えられます。
- (3) 県立学校 ICT 活用事業^{※5}では、タブレット端末を授業で活用する目的が明確でないと、タブレット端末の十分な活用効果が得られないという課題が挙げられています。

3 方針

- (1) 教科指導における ICT 活用 ～各教科等の目標を達成するための効果的な ICT 機器の活用～

ア 普通教室における ICT 活用

(7) 日常的な ICT 活用と授業改善

- a 日常的に ICT を活用して授業を行うことで、授業が改善され、教育の質の向上につながります。
- b ICT を活用するために特別な授業を行うのではなく、それぞれの教員が経験を積み重ねて得られた普段の授業での指導力に ICT 活用が組み込まれた授業展開を目指します。
- c 日常的な ICT 活用をとおして、教員が自らの授業に ICT 機器を取り込み、ICT 活用の工夫のみならず、授業全体の改善を意識した取組を目指します。
- d これまでの授業で行われてきた板書と ICT 機器のメリット、デメリットを理解し、アナログとデジタルを融合させ併用することを目指します。

(4) 一斉学習、個別学習、協働学習

授業における効果的な ICT 活用を目指すためには、段階的な活用が大切です。

第一段階では「一斉学習」の中で教員自身が ICT を活用し、ICT 活用の効果を実感します。

次の段階では、児童生徒が活用する「個別学習」、更に教員と児童生徒が活用する「協働学習」に発展させていきます。

※5 県立学校へタブレット端末等の ICT 機器を半年間程度配備するとともに無線 LAN を構築し、タブレット端末等の ICT 機器、クラウドコンピューティング技術を授業、学校行事等で活用し、学校現場における ICT 環境の整備や活用を推進する上での成果と課題を抽出・分析するための実証研究（平成 25・26 年度実施）

また、「一斉学習」、「個別学習」、「協働学習」それぞれの学習場面を相互に組み合わせたり、アクティブ・ラーニング^{※6}などの新たな学習・指導方法にも ICT の特徴を生かしたりすることで、より分かりやすく理解が深まる授業が実現されます。

a 一斉学習（一斉指導による学び）

- (a) 教科書や資料のポイントとなる部分を拡大提示したり、動画等の教材を使用したりすることで、児童生徒の興味関心を高めます。
- (b) ICT 活用の基本は「大きく映す」であり、教員が ICT 活用の第一歩として、分かりやすい授業を展開するために、一斉学習の中で ICT を活用します。

※必要とされる ICT 環境：各普通教室に提示用デジタル機器、実物投影機、教師用パソコン

b 個別学習（児童生徒一人一人の能力や特性に応じた学び）

デジタルコンテンツ等の活用により、児童生徒が疑問について深く調べたり、自分に合った進度で学んだり、一人一人の理解やつまずきの状況に応じた課題に沿った学びを推進します。

※必要とされる ICT 環境：各普通教室に提示用デジタル機器、実物投影機、教師用パソコン、普通教室用パソコン 40 台（タブレット端末）、無線 LAN

c 協働学習（児童生徒同士が教えあい学び合う協働的な学び）

情報端末や提示用デジタル機器等を活用し、授業で児童生徒がお互いの考え方の共有や吟味を行いつつ意見交換や発表を行うことで、お互いを高め合う学びを推進します。

※必要とされる ICT 環境：各普通教室に提示用デジタル機器、実物投影機、教師用パソコン、普通教室用パソコン 40 台（タブレット端末）、無線 LAN

イ 特別教室における ICT 活用

- (ア) 特別教室（理科室、体育館、音楽室、美術室、家庭科室、図書室等）では、実験、実習、作品などを拡大提示する場面が多くあり、様々なものを拡大して見せることにより、児童生徒が授業の要点をよく理解できます。
- (イ) 教員の実演の様子を実物投影機で大きく映しながら説明したり、児童生徒の実技の様子を撮影し、提示用デジタル機器に大きく映しながら修正点を視覚的に確認したりすることで、授業のねらいに沿った指導を行います。

※必要とされる ICT 環境：普通教室と同様に、各特別教室に提示用デジタル機器、実物投影機、教師用パソコン、特別教室用（普通教室用）パソコン 40 台（タブレット端末）、無線 LAN

※6 課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習

ウ デジタル教科書

- (ア) デジタル教科書とは、「デジタル機器や情報端末向けの教材のうち、既存の教科書の内容と、それを閲覧するためのソフトウェアに加え、編集、移動、追加、削除などの基本機能を備えるもの」であり、指導者用デジタル教科書の活用を推進します。
- (イ) 児童生徒一人一人の能力や特性に応じた学び、児童生徒同士が教え合い学び合う協働的な学びを創造していくために、今後、学習者用デジタル教科書の活用を検討します。

※必要とされる ICT 環境：各普通教室に提示用デジタル機器、教師用パソコン、普通教室用パソコン 40 台（タブレット端末）、無線 LAN

(2) 特別支援教育における ICT 活用

- ア 特別な支援を必要とする児童生徒にとって ICT 活用の推進は、障害を支援する手段としての活用やネットワークの世界への参加など、積極的な社会参加につながります。
- イ 特別な支援を必要とする児童生徒に対して、その障害の状態・種別や発達の段階等に応じて ICT を活用することにより、学习上又は生活上の困難が改善・克服されるよう、指導の効果を高める ICT 活用を推進します。(ユニバーサルデザインの視点を取り入れた ICT 活用の推進)

※必要とされる ICT 環境：各普通教室に提示用デジタル機器、実物投影機、教師用パソコン、普通教室用パソコン 40 台（タブレット端末）、無線 LAN

(3) 教育機会を確保するための ICT 活用

- ア 不登校や療養中など特別な支援が必要な児童生徒に対して、それぞれの学習ニーズに応じたきめ細かい教育を受ける機会の確保が必要です。
総合教育センターが発信している小・中学生を対象とした「あすなろ学習室^{※7}（インターネット・ラーニング）」等、インターネット環境を活用して、児童生徒の学習環境の充実を図ります。
- イ 外国人児童生徒等、日本語指導が必要な児童生徒に対し、学校生活への適応を図るとともに、日本語指導が必要な児童生徒のニーズに合わせた教育支援が必要です。
音読ソフトや日本語学習サイト・アプリ等、ICT を活用した支援を推進します。
- ウ 将来的に現行の学校規模を維持することが困難な人口減少地域が増加し、教育水準の維持向上が課題となることが予想されるため、小規模学校における学びの質の維持向上のための ICT の活用を検討します。
- エ 学校を統廃合する前に、統合対象校間及び廃校対象校と本校等において、ICT を活用した教育機会を確保する取組について検証し、ICT を活用した教育の可能性を検討します。
- オ 離島や過疎地、分校等において、児童生徒に対する教育機会の確保及び多様かつ高度な教育に触れる機会を提供するため、地域のニーズに応じた ICT の活用を検討します。
- カ 災害時における授業（教育）を保障するため、インターネット等のメディアを利用して配信された教材を視聴するなど、ICT の活用を検討します。

※7 静岡県総合教育センターが発信している、誰でも、いつでも、自由に学ぶことができる Web サイト。児童生徒の学びを支援する内容

(4) 情報教育 ～児童生徒の情報活用能力の育成～

- ア 児童生徒が発達段階に応じた情報活用能力を身に付けるため、体系的な情報教育を推進します。
- イ 情報社会やネットワークの特性の一側面として光と影の部分を理解した上で、よりよいコミュニケーションや人と人との関係づくりのため、今後も変化を続けていく情報手段を上手く賢く使うための判断力や心構えを児童生徒に身に付けさせます。
- ウ 児童生徒がインターネット等の情報手段を正しく利用し、自らトラブルを回避できる能力を身に付けるため、情報モラル教育を推進します。

(5) 将来を見据えた教育環境の変化に伴う ICT 活用

ア 学習指導要領の改訂

2014 年 11 月、文部科学大臣が中央教育審議会に学習指導要領の改訂を諮問し、2016 年度中に答申が提出され、2020（平成 32）年度の小学校から新しい学習指導要領が順次、全面的に実施される予定です。

文部科学省の諮問では、教科の枠を越えて学校教育の重点を、「何を教えるか」という知識の質・量の改善に加え、「どのように学ぶか」という学びの質や深まりを重視することが必要とされており、学びの成果として「どのような力が身に付いたか」という視点が重要であるため、アクティブ・ラーニング等を取り入れた学習の充実を目指します。

イ 大学の入試改革

文部科学省の有識者会議（平成 27 年 8 月）がまとめた大学入試改革の中間報告では、大学入試センター試験に代わる「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」は 2020（平成 32）年度から導入、高校版・全国学力テストである「高校基礎学力テスト（仮称）」については 2019（平成 31）年度～2022（平成 34）年度の 4 年間で試行期間とし、2023（平成 35）年度から本格実施することが盛り込まれています。

今後、CBT^{※8}方式の導入に適應するための ICT 活用を検討します。

ウ 児童生徒一人一台情報端末の活用

「世界最先端 IT 国家創造宣言」では、2010 年代中に一人一台の情報端末による教育を全国的に普及・展開するとしています。

将来的には、児童生徒自ら所有するコンピュータ（BYOD^{※9}）等を授業（反転授業^{※10}等）・学校生活・家庭学習などに活用する可能性を検討します。

4 目標

ほとんどの教員が日常的に授業で ICT 機器を活用している学校の割合

校 種	現状値(H27)	目標値(H29)
小学校	—	75%
中学校	—	
高等学校	5.5%	
特別支援学校	32.4%	

※8 Computer Based Testing の略。コンピュータを利用しテストの出題や解答を行うこと。

※9 Bring your own device の略。個人保有のスマートフォン等の情報端末デバイスを職場等に持ち込み、業務等に使用すること。

※10 授業と宿題の役割を「反転」させ、授業時間外にデジタル教材等により知識習得を済ませ、教室では知識確認や問題解決学習を行う授業形態

II ICT 環境の整備計画

1 現状

ICT を活用した教育を進める上では、適切な ICT 環境の整備を進めることが必要となります。

(1) 文部科学省の実態調査（平成 27 年 3 月 1 日現在）によれば、静岡県和学校における ICT 環境の整備状況は、以下のとおりです。

No	調査項目	静岡県	全国平均	全国順位
1	教育用コンピュータ 1 台当たりの児童生徒数（人）	6.1	6.4	28
2	普通教室の校内 LAN 整備率（%）	90.1	86.4	19
3	1 学校当たりの電子黒板の整備台数（台）	2.0	2.6	22
4	デジタル教科書の整備状況（%）	61.3	39.4	5
5	インターネット接続率（%）	84.0	83.3	21
6	超高速インターネット（30Mbps 以上）接続率（%）	74.3	81.6	36
7	無線 LAN が整備されている普通教室の割合（%）	62.9	27.2	—
8	学校 CIO ^{※11} の設置状況（%）	35.2	39.5	23

ア 「教育用コンピュータ 1 台当たりの児童生徒数」は、6.1 人で全国平均を 0.3 人上回っています。小学校 7.0 人、中学校 6.1 人、高等学校 4.8 人、特別支援学校 3.5 人です。

イ 「1 学校当たりの電子黒板の整備台数」は、2.0 台で全国平均を 0.6 台下回っています。小学校 2.0 台、中学校 2.3 台、高等学校 1.5 台、特別支援学校 0.6 台です。

ウ 「デジタル教科書の整備状況」は、61.3%で全国平均を大きく上回っています。小学校 70.3%、中学校 69.3%、高等学校 10.3%、特別支援学校 11.4%で、小中学校での整備率が高くなっています。

エ 「無線 LAN が整備されている普通教室の割合」は、62.9%で全国平均を大きく上回っています。小学校 74.2%、中学校 75.5%、高等学校 20.6%、特別支援学校 11.6%で、小中学校での整備率が高くなっています。

オ 「学校 CIO の設置状況」は、小学校 37.6%、中学校 37.1%、高等学校 22.7%、特別支援学校 20.0%で、全校種が全国平均を下回っています。

(2) 県立学校の ICT 環境の整備状況（産業教育設備を除く）

ア パソコン教室の機器更新（7 年更新）

イ 教員の指導用パソコンの更新（8 年更新）※平成 24 年度からタブレット端末を整備

(イ) 高等学校（中等部含） 各学校の学級数 2/3 の台数を整備

(イ) 特別支援学校 小学 5 年生以上の単一障害クラスに各 1 台を整備

※11 Chief Information Officer の略。情報化の統括責任者

2 課題

(1) 教育用コンピュータの1台当たりの児童生徒数と普通教室の校内LANの整備率は、全国順位は中順位となっていますが、デジタル教科書の整備状況は、小中学校での整備率が高くなっています。

また、1学校当たりの電子黒板の整備台数は、全校種とも全国平均を下回っており、普通教室において日常的にICTを活用するためのICT環境の整備は十分とは言えません。

(2) デジタル教科書・教材を活用するためには、タブレット端末や無線LANの整備が必要です。

また、短時間の準備で手軽に利用できるように、普通教室への提示用デジタル機器等の整備が必要となります。

(3) 県立学校ICT活用事業では、タブレット端末一人一台を使った授業を想定した場合、通信回線等の突発的なトラブルによって授業が成立しないことなどが心配されるため、適切な無線LANの整備が課題として挙げられています。

(4) 市町立学校における教育の情報化を推進するための計画の策定（平成27年6月現在）

計画策定済 21 市町、計画策定なし 12 市町

(5) 情報化の推進体制

学校CIOの設置状況は、全校種において全国平均を下回っており、学校における教育の情報化を推進する体制の整備が課題となっています。

3 方針

(1) 県立学校におけるICT環境の整備計画

ア 国の「第2期教育振興基本計画」（平成25年6月14日閣議決定）における、教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数の目標水準は3.6人であり、日常的なICT機器の活用が可能となるタブレット端末や提示用デジタル機器等の整備を目指します。

整備に当たっては、学校の教育目標、地域や校種、在校生の状況等に応じた学校のICT環境を計画的に整備します。

イ デジタルコンテンツは、編集が容易、かつ双方向性があり、一旦作成後は共有できるなどの特色があり、授業の準備等を一層効率的に行うことや児童生徒の情報活用能力の育成にも資するものであり、その特色や開発動向等を踏まえ、活用策等を検討します。

(2) 市町立学校におけるICT環境の整備計画

ア 国や他の自治体の動向等を情報共有できる場を設置し、ICT支援員の配置やデジタル教材等の情報提供や、先進的な取組を行っている他の自治体での事例、計画的整備モデルなどを紹介し、市町のICT環境の整備計画策定を促します。

イ 市町教育委員会に対して、ICT環境の整備予算において地方財政措置の活用を周知します。

ウ 地方公共団体における導入コストを低下させるサービスを利用し、静岡県全体としてICT環境の整備費用の低減を目指す体制づくりを目指します。

(3) 教育委員会及び学校の教育情報化推進体制の促進

ア 教育委員会におけるICTを活用した教育の方針を明確化し、総合教育会議等で検討されることを目指します。

イ 学校の情報化を推進するリーダーとして学校CIO設置を推進します。

また、総合教育センターが実施する新任管理職研修等において、情報教育の推進に関する内容を取り入れ、校長等を学校CIOとした学校の情報化推進体制を推進します。

4 目標

(1) 教育用パソコンの整備（1台当たりの児童生徒数）

校 種	現状値(H26)	目標値(H29)
小学校	7.4人	3.6人
中学校	6.3人	
高等学校	4.7人	
特別支援学校	3.5人	

(2) 提示用デジタル機器の整備（1学級当たりの台数）

校 種	現状値(H26)	目標値(H29)
小学校	0.47台	1台
中学校	0.39台	
高等学校	0.09台	
特別支援学校	0.04台	

(3) 無線 LAN の整備率（普通教室における整備率）

校 種	現状値(H26)	目標値(H29)
小学校	60.8%	70%
中学校	61.8%	
高等学校	17.6%	
特別支援学校	11.6%	

(4) 学校の情報化推進体制の促進（学校 CIO の設置率）

校 種	現状値(H26)	目標値(H29)
小学校	29.6%	50%
中学校	29.7%	
高等学校	21.3%	
特別支援学校	20.0%	

【国の ICT 環境整備目標（参考）】

<p>教育の IT 化に向けた環境整備 4 年計画 単年度 1,678 億円（平成 26～29 年度 4 年間総額 6,712 億円） 国の第 2 期教育振興基本計画で目標とされている水準</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教育用コンピュータ 1 台当たりの児童生徒数 3.6 人 <ul style="list-style-type: none"> 各学校の ①コンピュータ教室 40 台 〃 ②各普通教室 1 台 〃 ③特別教室 6 台 〃 ④設置場所を限定しない可動式コンピュータ 40 台 ● 電子黒板・実物投影機の整備 1 学級当たり 1 台 ● 超高速インターネット接続率及び無線 LAN 整備率 100% ● 校務用コンピュータ 教員 1 人 1 台

Ⅲ 教員の ICT 活用指導力の向上策

1 現状

普通教室の校内 LAN の整備や超高速インターネットの接続率の向上により、教材研究・指導の準備・評価などについて、徐々に教員の ICT 活用指導力が向上しつつあります。

(1) 文部科学省の実態調査（平成 27 年 3 月 1 日現在）によれば、静岡県の学校における教員の ICT 活用指導力の状況（「わりにできる」「ややできる」の回答率）は、以下のとおりです。

No	調査項目	静岡県	全国平均	全国順位
1	教材研究・指導の準備・評価などに ICT を活用する能力 (%)	79.7	82.1	36
2	授業中に ICT を活用して指導する能力 (%)	66.0	71.4	43
3	児童・生徒の ICT 活用を指導する能力 (%)	58.9	65.2	42
4	情報モラルなどを指導する能力 (%)	74.4	77.7	37

ア 「教材研究・指導の準備・評価などに ICT を活用する能力」は、79.7%で全国平均を 2.4% 下回っています。

小学校 81.7%、中学校 77.3%、高等学校 80.4%、特別支援学校 75.0%です。

イ 「授業中に ICT を活用して指導する能力」は、66.0%で全国平均を 5.4% 下回っています。

小学校 68.9%、中学校 63.2%、高等学校 66.9%、特別支援学校 57.8%です。

ウ 「児童・生徒の ICT 活用を指導する能力」は、58.9%で全国平均を 6.3% 下回っています。

小学校 64.7%、中学校 52.3%、高等学校 61.6%、特別支援学校 44.3%です。

エ 「情報モラルなどを指導する能力」は、74.4%で全国平均を 3.3% 下回っています。

小学校 79.6%、中学校 70.4%、高等学校 75.8%、特別支援学校 57.8%です。

(2) 平成 27 年度の総合教育センターにおける新任管理職研修等から、情報教育の推進に関する講義が新たに導入されています。

(3) 平成 27 年度の国の新規委託事業「指導力パワーアップコース^{※12}」に採択され、教員の ICT 活用指導力を向上させるための研修プログラムの作成を静岡大学と連携して、2 年間実証研究を行います。平成 29 年度からは、総合教育センター等において校内研修リーダー養成研修を計画しており、校内研修リーダーが校内研修を行うことで、教員の ICT 活用指導力の向上に資する事業を実施します。

2 課題

本県の教員の ICT 活用指導力は、全校種とも全国平均より低い結果となっています。これは、ICT 機器を授業の全ての場面で使いこなさなければならないと考えている教員が多く、教員の意識改革が必要です。

また、日常的に活用できる ICT 環境の整備や ICT を効果的に活用した授業実践例、指導案等の充実が求められています。

県立学校 ICT 活用事業では、授業でタブレット端末を効果的に活用するためには、授業のねらいに焦点を当てた計画的な校内研修会の必要性が課題として挙げられています。

※12 平成 27 年度文部科学省委託事業（新規）「ICT を活用した教育推進自治体応援事業」（ICT を活用した学びの推進プロジェクト 指導力パワーアップコース）に県教育委員会が応募し、平成 27 年 5 月 21 日付けで採択された。

3 方針

(1) 教員研修（校外・校内）の充実

ア 情報モラル教育や ICT を活用した授業に関する研修（学校訪問、希望研修等）を実施・充実させ、教員の ICT 活用指導力の向上に努めます。

イ 教員の ICT を活用した授業の段階的活用に応じた教員研修を行うことにより、授業力の向上を図ります。

また、ICT 機器の操作等が苦手な教員に対しては、授業での手軽な活用例を紹介し実践することで授業改善を図ります。

ウ ICT 支援員の効果的な活用、校内研修カリキュラムや教材開発に取り組み、校内研修の充実を図ります。

(2) 教員の ICT 活用指導力の向上策

ア 授業の中で ICT 機器を全ての場面で使いこなさなければならないなど、ICT 活用を難しく考えている教員や、これまでの授業スタイルに ICT 活用を取り入れるメリットを感じていない教員に対して、手軽な活用方法や活用効果が実感できる研修内容を取り入れることで教員の意識改革を行います。

イ 教員が ICT を効果的に活用した授業を実践するために、「県立学校 ICT 活用事業」等で得られた成果・実践例、ICT 活用実践事例集（仮称）、教員間の指導案や教材（ソフト）等を「静岡県の授業づくり」データベース^{※13}やクラウド^{※14}サービスで共有し、その活用を推進します。

また、指導案に「ICT 活用」欄を追加したり、データベースに ICT を活用した授業に特化したメニュー（サイト）を開設するなどの工夫を図ります。

ウ 総合教育センターにおいて新任管理職研修等を行うことで、校長等が学校 CIO として校内の ICT 化を推進していく体制を整え、教員が ICT を活用していく学校運営を推進します。

エ 平成 27～28 年度実施予定の国の委託事業「指導力パワーアップコース」の成果を踏まえ、総合教育センター等において校内研修リーダー養成研修を計画しており、受講者が校内研修を実施することにより、全教員の ICT 活用指導力向上を図ります。

4 目標

ICT を活用した授業ができる教員の割合

校 種	現状値 (H26)	目標値 (H29)
小学校	66.1%	75%
中学校		
高等学校		
特別支援学校		

情報モラル等を指導できる教員の割合

校 種	現状値 (H26)	目標値 (H29)
小学校	81.3%	90%
中学校	74.0%	85%
高等学校	75.7%	85%
特別支援学校	57.8%	80%

※13 静岡県総合教育センターが蓄積した「授業づくり」に係る教育情報を、県内すべての教職員が共有・活用することで、教材研究を支援し、授業の質の向上に結び付けるために整備した静岡県独自のデータベース

※14 クラウドコンピューティングの略。データを自分のパソコンや情報端末などではなく、インターネット上に保存する使い方、サービスのこと。会社、外出先、自宅など、様々な環境のパソコンや情報端末からでも閲覧、編集、アップロードすることができる。

第4 基本計画の目標を達成するための行動計画、行動計画指標等

I ICTを活用した教育の在り方

1 教科指導におけるICT活用

(1) 義務教育課、各教育事務所地域支援課

区分		平成28年度	平成29年度
小・中学校	行動計画	ICTを活用した授業づくりの推進	ICTを効果的に活用した授業づくりの推進
	具体的方策	1 授業におけるICT機器活用の実践事例等について情報提供する。 2 各種研修会において、ICT活用指導力の向上を図る。	1 授業におけるICT機器活用の実践事例等について情報提供する。 2 各種研修会において、ICT活用指導力の向上を図る。
行動計画指標		ICTを活用した授業ができる教員の割合70%	ICTを活用した授業ができる教員の割合75%

(2) 高校教育課、総合教育センター（高校班）

区分		平成28年度	平成29年度
高等学校	行動計画	ICTを活用した授業づくりの推進	ICTを効果的に活用した授業づくりの推進
	具体的方策	1 教育課程研究集会等において、ICT機器を活用した授業づくりについて情報提供を行う。 2 研究授業や公開授業の視察等において、授業における提示用デジタル機器の活用を呼びかけたり助言したりすることで、提示用デジタル機器を活用した授業実践を促進し、教員間に機器活用の効果を広める。	1 教育課程研究集会等において、ICT機器を活用した分かりやすい授業の実践例を紹介する。 2 研究授業や公開授業の視察等において、タブレット端末を活用したアクティブ・ラーニングの実施を呼びかけたり助言したりすることで、アクティブ・ラーニングを促進し、授業改善を図る。
行動計画指標		ICTを活用した授業ができる教員の割合70%	ICTを活用した授業ができる教員の割合75%

(3) 特別支援教育課、総合教育センター（特別支援班）

区分		平成28年度	平成29年度
特別支援学校	行動計画	ICTを活用した授業づくりの推進	ICTを効果的に活用した授業づくりの推進
	具体的方策	障害等に応じた「授業における効果的な提示用デジタル機器の活用」の情報集約と学校への情報提供	障害等に応じた「児童生徒がタブレット端末を活用した授業」の情報集約と学校への情報提供
行動計画指標		ICTを活用した授業ができる教員の割合70%	ICTを活用した授業ができる教員の割合75%

2 特別支援教育におけるICT活用

(1) 義務教育課、各教育事務所地域支援課

区分		平成28年度	平成29年度
小・中学校	行動計画	ユニバーサルデザインの視点を取り入れた生活づくり・授業づくりにおけるICT活用の推進	ユニバーサルデザインの視点を取り入れた生活づくり・授業づくりにおける効果的なICT活用の推進
	具体的方策	1 ユニバーサルデザインに関するリーフレット等の活用促進や実践事例等の情報提供を行う。 2 特別支援教育研修会において、教員のICT活用指導力の向上を図る。	1 ユニバーサルデザインに関するリーフレット等の活用促進や実践事例等の情報提供を行う。 2 特別支援教育研修会において、教員のICT活用指導力の向上を図る。
行動計画指標		ユニバーサルデザインを推進する教育活動を計画的に行った学校の割合60%	ユニバーサルデザインを推進する教育活動を計画的に行った学校の割合70%

(2) 特別支援教育課、総合教育センター（特別支援班）

区分		平成28年度	平成29年度
特別支援学校	行動計画	学習上または生活上の困難を改善・克服させ、指導の効果を高めるICT活用を推進する。	学習上または生活上の困難を改善・克服させ、指導の効果を高めるICT活用を推進する。
	具体的方策	1 各校のICT活用状況の調査 2 障害等に応じた「ICT活用実践」「ICTに関する校内研修」「情報活用・情報モラル教育」の情報集約と学校への情報提供	1 障害等に応じた「ICT活用実践」「ICTに関する校内研修」「情報活用・情報モラル教育」の情報集約と学校への情報提供 2 情報提供資料を活用し、各校において授業実践・校内研修等の充実を推進する。
行動計画指標		ICTを活用した授業ができる教員の割合70%	ICTを活用した授業ができる教員の割合75%

3 教育機会を確保するためのICT活用

(1) 義務教育課、各教育事務所地域支援課

区分		平成28年度	平成29年度
小・中学校	行動計画	授業や放課後学習等においてICT機器を活用し、個々のニーズに応じた学びの充実を図る。	授業や放課後学習等においてICT機器を活用し、個々のニーズに応じた学びの一層の充実を図る。
	具体的方策	1 指導主事の学校訪問等において、個の学びを保障するためのICT活用に関する指導助言を行う。 2 「あすなる学習室」や各種デジタルコンテンツ等、個の学びを保障するためのICT活用に関する情報提供を行う。	1 指導主事の学校訪問等において、個の学びを保障するためのICT活用に関する指導助言を行う。 2 「あすなる学習室」や各種デジタルコンテンツ等、個の学びを保障するためのICT活用に関する情報提供を行う。
行動計画指標		ICTを活用した授業ができる教員の割合70%	ICTを活用した授業ができる教員の割合75%

(2) 高校教育課

区分		平成28年度	平成29年度
高等学校	行動計画	外国人生徒等、日本語指導が必要な生徒の状況等に応じたICT機器活用の推進	外国人生徒等、日本語指導が必要な生徒の状況等に応じた効果的なICT機器活用の推進
	具体的方策	教育課程研究集会等において、個に応じたICT機器の活用促進を図る。	教育課程研究集会等において、効果的な実践事例を紹介し、広く周知する。
行動計画指標		ICTを活用した授業ができる教員の割合70%	ICTを活用した授業ができる教員の割合75%

(3) 特別支援教育課、総合教育センター（特別支援班）

区分		平成28年度	平成29年度
特別支援学校	行動計画	療養中や訪問教育対象の児童生徒に対し、学習保障や学校・病院・家庭とをつなぐツールとして、ICT活用を推進する。	療養中や訪問教育対象の児童生徒に対し、学習保障や学校・病院・家庭とをつなぐツールとして、ICT活用を推進する。
	具体的方策	1 各校のICT活用状況の調査 2 障害やニーズに応じた「ICT活用実践」「ICTに関する校内研修」「情報活用・情報モラル教育」の情報集約と学校への情報提供	1 障害等に応じた「ICT活用実践」「ICTに関する校内研修」「情報活用・情報モラル教育」の情報集約と学校への情報提供 2 情報提供資料を活用し、各校において授業実践・校内研修等の充実を推進する。
行動計画指標		ICTを活用した授業ができる教員の割合70%	ICTを活用した授業ができる教員の割合75%

4 情報教育 ～児童生徒の情報活用能力の育成～

(1) 総合教育センター（情報管理班）

区分		平成28年度	平成29年度
小・中学校 高等学校 特別支援学校	行動計画	情報モラル教育に関する研修の充実	情報モラル教育に関する研修の充実
	具体的方策	1 初任者研修等の悉皆研修において情報モラル教育の必要性について講義し、教員の情報モラル教育に対する意識を高める。 2 大学や民間企業等と連携した実践的な情報モラル研修の充実を図る。	1 初任者研修等の悉皆研修において情報モラル教育の必要性について講義し、教員の情報モラル教育に対する意識を高める。 2 大学や民間企業等と連携した実践的な情報モラル研修の充実を図る。
行動計画指標		1 情報モラル等を指導できる教員の割合、小85%、中80%、高80%、特70% 2 情報モラル教育に関する研修参加者の目標達成度評価B ^{※15} 以上80%以上	1 情報モラル等を指導できる教員の割合、小90%、中85%、高85%、特80% 2 情報モラル教育に関する研修参加者の目標達成度評価B以上80%以上

(2) 義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、総合教育センター（特別支援班） 各教育事務所地域支援課

区分		平成28年度	平成29年度
小・中学校 高等学校 特別支援学校	行動計画	情報モラル等を身に付ける学習活動の充実	情報モラル等を身に付ける学習活動の一層の充実
	具体的方策	1 学習指導要領に基づいた目標や活動の設定等授業改善の推進を図る。 2 指導主事の学校訪問等において情報教育に関する指導助言等を行う。	1 学習指導要領に基づいた目標や活動の設定等授業改善の一層の推進を図る。 2 指導主事の学校訪問等において情報教育に関する指導助言等を行う。
行動計画指標		情報モラルに関する教育活動を計画的に実施した学校の割合、小90%、中90%、高80%、特70%	情報モラルに関する教育活動を計画的に実施した学校の割合、小95%、中95%、高85%、特75%

※15 A：達成された、B：だいたい達成された、C：あまり達成されなかった、D：達成されなかった

II ICT環境の整備計画

1 県立学校におけるICT環境の整備計画

教育政策課

区分		平成28年度	平成29年度
高等学校 特別支援学校	行動計画	日常的にICT機器が活用できる環境の整備	1 同左（整備目標達成のための整備） 2 30年度以降の整備計画の策定
	具体的方策	1 県立学校の整備目標を目指し、一斉学習を行うための提示用デジタル機器の整備を進める。 2 提示用デジタル機器の種類・整備台数を精査し導入を進める。	1 県立学校の整備目標を目指し、計画的整備としてのタブレット端末、無線LANの整備を進める。 2 第2期計画の後継計画の素案に則した整備計画の策定（第2期計画の後継計画への盛り込み）
行動計画指標		普通教室への提示用デジタル機器の整備	タブレット端末及び無線LANの整備

2 市町立学校におけるICT環境の整備計画

教育政策課

区分		平成28年度	平成29年度
小・中学校	行動計画	ICT環境の整備計画の策定を促進する。	ICT環境の整備計画の策定を促進する。
	具体的方策	1 教育情報化の情報交換の場として、ワークショップの開催や市町教育委員会への訪問を実施 2 複数の自治体が連携することで、導入コストの低減等を図ることが出来る民間サービスの紹介 3 静岡県「ICTを活用した教育」推進計画を明示し、市町のICT環境の整備計画の策定を促進する。 4 文部科学省のICT関係決算状況等調査を基に市町のICT環境の整備状況を確認する。 5 ICT環境の整備が進んでいる県内外の自治体の状況を調査し、市町へ情報提供を行う。	1 教育情報化の情報交換の場として、ワークショップの開催や市町教育委員会への訪問を実施 2 複数の自治体が連携することで、導入コストの低減等を図ることが出来る民間サービスの利用促進（体制づくりの強化） 3 静岡県「ICTを活用した教育」推進計画を明示し、市町のICT環境の整備計画の策定を促進する。 4 文部科学省のICT関係決算状況等調査を基に市町のICT環境の整備状況を確認する。 5 ICT環境の整備が進んでいる県内外の自治体の状況を調査し、市町へ情報提供を行う。
行動計画指標		1 ワークショップ開催・全市町への訪問率100% 2 民間サービス登録3自治体	1 ワークショップ開催・全市町への訪問率100% 2 民間サービス登録5自治体

3 教育委員会及び学校の教育情報化推進体制の促進

教育政策課

区分		平成28年度	平成29年度
小・中学校 高等学校 特別支援学校	行動計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会及び学校の教育情報化推進体制を促進する。 2 第2期計画の後継計画策定に向けた調査研究 	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会及び学校の教育情報化推進体制を促進する。 2 第2期計画の後継計画の策定
	具体的方策	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校の情報化の重要性・必要性及びCIO機能についての周知を図る。 2 学校CIOを設置し、学校の情報化推進リーダーとしての体制を促進する。 3 新任管理職研修等で、情報教育に関する内容を取り入れ、推進体制構築を支援する。 4 第2期計画の後継計画の素案作成のための調査研究を行う。(これまでの静岡県の実績、現状、今後の見込み) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校CIO・管理職向けの研修を組織的・継続的に実施する。 2 校内研修リーダー養成研修を計画し、さらなる学校の情報化の推進を目指す。 3 第2期計画の進捗及び調査研究等を第2期計画の後継計画に反映させる。 4 第2期計画の総括評価を行う。
行動計画指標		学校CIOの設置率 (小・中・高・特) 40%	学校CIOの設置率 (小・中・高・特) 50%

Ⅲ 教員のICT活用指導力の向上策

1 教員研修（校外・校内）の充実

総合教育センター（情報管理班）

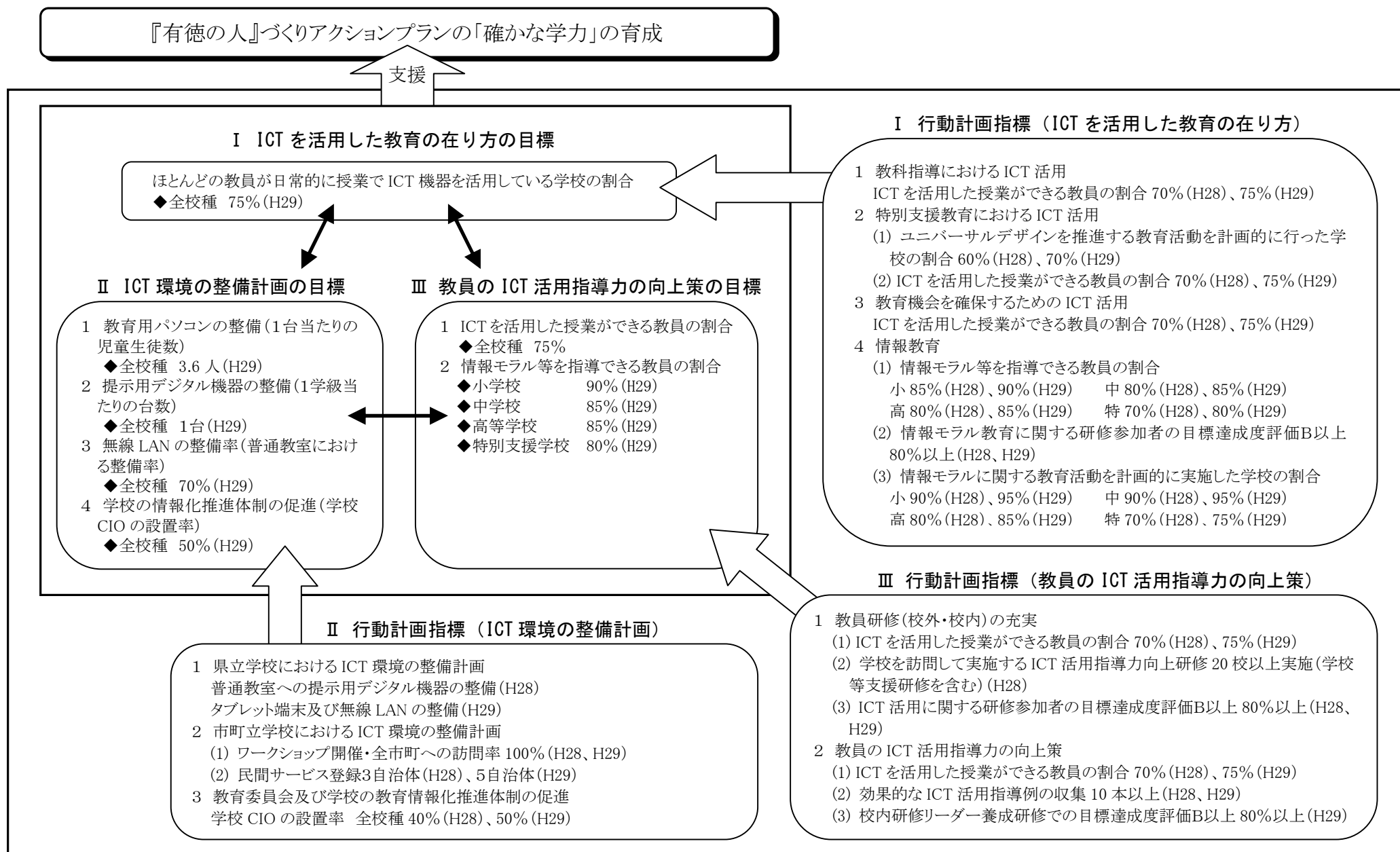
区分		平成28年度	平成29年度
小・中学校 高等学校 特別支援学校	行動計画	日常的に活用できるICT機器を使った研修の充実	タブレット端末、無線LANを活用した研修の充実
	具体的方策	<ol style="list-style-type: none"> 各学校を訪問して実施するICT活用指導力向上研修において、教員が教室に整備された提示用デジタル機器を使えるよう研修を実施する。 提示用デジタル機器を活用した授業ができるよう悉皆研修における講義等で活用事例を紹介する。 	<ol style="list-style-type: none"> ICTに関する研修において、授業におけるタブレット端末の活用方法を紹介する。 ICTに関する研修において、無線LANを生かしたICT機器の活用方法を紹介する。 ICTを活用した授業に関する研究を行い、校内研修への活用を図る。
行動計画指標		<ol style="list-style-type: none"> ICTを活用した授業ができる教員の割合70% 学校を訪問して実施するICT活用指導力向上研修20校以上実施（学校等支援研修を含む） ICT活用に関する研修参加者の目標達成度評価B以上80%以上 	<ol style="list-style-type: none"> ICTを活用した授業ができる教員の割合75% ICT活用に関する研修参加者の目標達成度評価B以上80%以上

2 教員のICT活用指導力の向上策

総合教育センター（情報管理班）

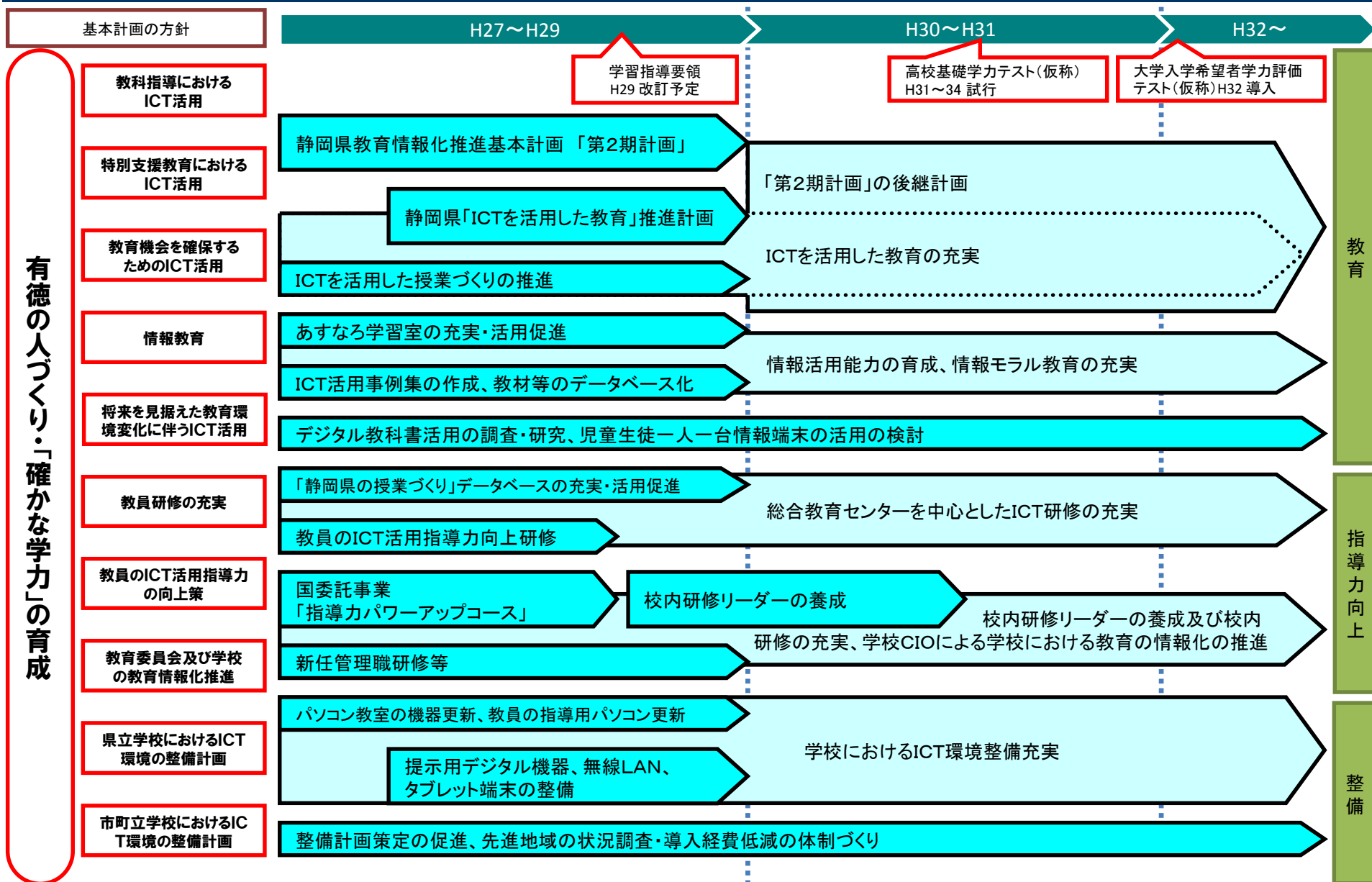
区分		平成28年度	平成29年度
小・中学校 高等学校 特別支援学校	行動計画	<ol style="list-style-type: none"> 効果的なICT活用指導例の収集 管理職に対する教育の情報化に関する研修の充実 	<ol style="list-style-type: none"> 効果的なICT活用指導例収集と普及 管理職に対する教育の情報化に関する研修のさらなる充実 校内研修リーダーの養成
	具体的方策	<ol style="list-style-type: none"> 県内の学校から優れたICT活用実践事例を収集する。 「静岡県の授業づくり」データベースを活用しICTを活用した指導案の共有を図る。 新任校長研修、新任管理職研修、新任教頭研修における教育の情報化に関する講義を充実し、学校CIOとしての管理職の意識改革を図る。 	<ol style="list-style-type: none"> 県内の学校から得られた優れたICTを活用した実践事例を整理し、パンフレットやサイトで公開し普及を図る。 「静岡県の授業づくり」データベースにおけるICT活用指導案や実践例のさらなる充実、利用促進を図る。 新任校長研修、新任管理職研修、新任教頭研修の講義において教育の情報化に関する講義をさらに充実し、学校CIOとして管理職の意識改革を推進する。 校内研修リーダー養成研修を計画する。
行動計画指標		<ol style="list-style-type: none"> ICTを活用した授業ができる教員の割合70% 効果的なICT活用指導例の収集10本以上 	<ol style="list-style-type: none"> ICTを活用した授業ができる教員の割合75% 効果的なICT活用指導例の収集10本以上 校内研修リーダー養成研修での目標達成度評価B以上80%以上

第5 基本計画における目標と行動計画指標



第6

静岡県「ICTを活用した教育」推進計画の工程表



有徳の人づくり・「確かな学力」の育成

静岡県「ICTを活用した教育」推進計画

— ICT活用によるスクールイノベーション —

発行 平成27年11月
発行者 静岡県教育委員会
編集 静岡県教育委員会情報化推進委員会
事務局 静岡県教育委員会教育政策課
〒420-8601 静岡県葵区追手町9番6号
TEL 054-221-3391
FAX 054-221-3561
E-mail kyoui_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp
<http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/>

関係所属 教育政策課情報化推進室
義務教育課
高校教育課
特別支援教育課
静岡教育事務所 地域支援課
静岡教育事務所 地域支援課
静岡県総合教育センター 総務企画課情報管理班
静岡県総合教育センター 専門支援課特別支援班
静岡県総合教育センター 総合支援課高校班

富国有徳の理想郷—しずおか



Shizuoka Prefecture
